



まとい 消防瓦版 纏 No.390

火災・救急・救助 119 岡 富良野広域連合富良野消防署占冠支署 ☎ 56-2119

住宅用消火器の適正な取扱いについて

皆さんの住宅には消火器が設置されていますか。住宅用火災警報器は条例で設置が義務化されており、大半の住宅では設置されているかと思いますが、しかしながら、消火器を設置している住宅はかなり少ないのではないのでしょうか。消火器は手軽に設置することができ、なおかつ非常に優れた消火能力を持っています。そのため消火器が正しく使われた際の消火成功率は約80%に及びます。

住宅用消火器の使用期限は約5年といわれています。使用期限が過ぎた消火器は中の薬剤が固まっていたり、腐食した消火器を操作することで破裂したりする危険性があります。これを機会に住宅に設置してある消火器の使用期限を確認してみてください。もし過ぎていた場合は消火器の廃棄処分を専門業者に依頼し、新しいものに交換しましょう。（占冠支署では消火器の回収や処分は行っておりません。）

**住宅用消火器
を設置しましょう**



救急出場状況

（2月分）

一般負傷 5件 (5人)
自損行為 1件 (0人)
急病 7件 (6人)

2月計 13件 (11人)
累計 30件 (27人)
※（ ）内は搬送人員

地域とともに コミュニティ・スクール情報 ～占冠中央小学校～

岡 占冠村教育委員会 ☎ 56-2182

自分らしさを持ち、進んで挑戦するたくましい子ども
思いやりを持ち、周りの人たちとかかわる子ども
夢を持ち、これからの時代を歩み続ける子ども

「地域とともに」1月号でお知らせしていました「義務教育終了段階におけるめざす子どもの姿」が決まりました。

占冠小中学校運営協議会では、これからの新しい時代を力強く生きていける子どもを育てるために、学校はもちろんのこと、家庭や地域が同じ方向を向いて子どもたちに関わりがもてるようにと、中学校を卒業する時に育ってほしい子どもの姿を明らかにする取組を進めてきました。

占冠の小中学校を巣立った子どもたちの活躍ぶりや困っていること、この先の将来の社会の有り様など、様々な観点から、約2年の時間をかけて熟議を行い、今回の決定に至りました。

占冠中央小学校では、この中学校を卒業する時に育ってほしい子どもの姿から、小学校を卒業する時の子どもの姿を明らかにして、グローバル化が進むこれからの時代に、一人一人の子どもが、地に足を付け、たくましさや優しさをもって歩み続ける小学校教育の在り方を模索し、実践していきます。



65歳以上の方の介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、村が策定する「占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定め、3年ごとに見直すことになっています。

第1段階から第3段階までは消費税で確保される財源を用いた低所得者対策が実施されるため、負担割合が引き下げられます。

その他の段階の保険料は、介護サービス利用者の増加とともに介護給付費も同じく増加しているため、値上げとなりましたが、給付費準備基金の繰入を行うことによって、保険料の負担軽減を図っています。

<保険料>

	所得段階区分	割合	月額	年間保険料
軽減される方	第1段階 ・生活保護被保険者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.3 (軽減前は0.5)	1,500円	18,000円
	第2段階 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.5 (軽減前は0.75)	2,500円	30,000円
	第3段階 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.7 (軽減前は0.75)	3,500円	42,000円
	第4段階 ・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	0.9	4,500円	54,000円
基準額を支払う方	第5段階 ・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	1	5,000円	60,000円
割り増しされる方	第6段階 ・住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.2	6,000円	72,000円
	第7段階 ・住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	6,500円	78,000円
	第8段階 ・住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	7,500円	90,000円
	第9段階 ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上	1.7	8,500円	102,000円

《占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）概要》

本計画では、第7期計画に引き続き、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）はもちろんのこと、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年（令和22年）の高齢者を取り巻く状況やサービスの中長期的な水準を見据えつつ、具体的な取組等について示すとともに、地域包括ケアシステムを推進していくため策定するものです。令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。

計画の基本理念

『健やかでいきいきと安心して暮らせる しむかっふ すべての住民が充実した社会で暮らせるむらづくり』

村民一人ひとりが、人権を尊重し、お互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしている地域社会の実現をめざします。

また、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域ケアシステム」の構築、推進に努めます。

岡 福祉子育て支援課介護担当

☎ 56-2125

